

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年9月18日

【発行者名】 マルチ・マネージャー・アクセス
(Multi Manager Access)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
クリスティアン・シェーン (Christian Schön)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
マデュ・ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 1855、J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
マルチ・マネージャー・アクセス
- エマージング・マーケット・デッド
- US マルチ・クレジット
- ハイ・イールド
(Multi Manager Access
- Emerging Markets Debt
- US Multi Credit
- High Yield)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
エマージング・マーケット・デッド
クラスF - a c c 投資証券
クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券
US マルチ・クレジット
クラスF - a c c 投資証券
クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券
ハイ・イールド
クラスF - a c c 投資証券
クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券
上限見込額は以下のとおりである。

エマージング・マーケット・デッド

クラスF - a c c 投資証券：13億4,700万米ドル(約1,476億円)を上限とする。

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

1,036億1,000万円を上限とする。

U S マルチ・クレジット

クラスF - a c c 投資証券：15億3,440万米ドル(約1,681億円)を上限とする。

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

1,031億7,000万円を上限とする。

ハイ・イールド

クラスF - a c c 投資証券：12億8,260万米ドル(約1,405億円)を上限とする。

クラスF - a c c 円ヘッジ投資証券

1,028億8,000万円を上限とする。

(注1) 上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2019年10月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている。エマージング・マーケット・デッドのクラスF - a c c 投資証券については134.70米ドル(約14,758円)、エマージング・マーケット・デッドのクラスF - a c c 円ヘッジ投資証券については10,361円、U S マルチ・クレジットのクラスF - a c c 投資証券については153.44米ドル(約16,811円)、U S マルチ・クレジットのクラスF - a c c 円ヘッジ投資証券については10,317円、ハイ・イールドのクラスF - a c c 投資証券については128.26米ドル(約14,052円)、ハイ・イールドのクラスF - a c c 円ヘッジ投資証券については10,288円に1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。

(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2019年11月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.56円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和2年1月16日付をもって提出した有価証券届出書(令和2年4月30日付の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)につきまして、投資方針、投資制限、リスク要因、手数料等及び税金、本投資法人および管理会社の役員、資産の評価等の変更に伴い設立地の目論見書が変更されることから、これらに関する記載等を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

(注)下線部は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

各サブ・ファンドに固有の投資方針

各サブ・ファンドの投資方針および戦略は、以下の通りであり、下記「(4)投資制限」に記載される投資制限に常に従っている。疑義を避けるために付言すると、各サブ・ファンドは以下の制限に従うことを条件に、下記の資産クラスのエクスポーチャーを取ることができる。

- () 資産担保証券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大15%
- () モーゲージ・バック証券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大15%
- () 偶発転換債券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大15%
- () 破綻証券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大10%

マルチ・マネージャー・アクセス - エマージング・マーケット・デッド

サブ・ファンドの投資方針は、長期的な実質利益を追求することであるが、この投資方針が達成される保証はない。

ポートフォリオ・マネージャーは、エマージング市場における債券戦略を行う専用ポートフォリオを通じて米ドル建ての債券に主として投資することにより、サブ・ファンドの投資方針の達成に努める。専用ポートフォリオにおいては、投資制限を総額ベースで適用する。ポートフォリオ・マネージャーは、サブ・ファンドの投資方針を達成するためにデリバティブを利用することもできる。

サブ・ファンドは、流動性の目的で短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

サブ・ファンドは、UCITSまたはその他のUCIの受益証券または投資証券にその純資産の10%を超えて投資しない。

マルチ・マネージャー・アクセス - USマルチ・クレジット

サブ・ファンドの投資方針は、長期的な実質利益を追求することであるが、この投資方針が達成される保証はない。

ポートフォリオ・マネージャーは、専用ポートフォリオを通じて主に米ドル建ての債券に主として投資することにより、投資方針の達成に努める。専用ポートフォリオにおいては、投資制限を総額ベースで適用する。ポートフォリオ・マネージャーは、サブ・ファンドの投資方針を達成するためにデリバティブを利用することもできる。

サブ・ファンドは、流動性の目的で短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

サブ・ファンドは、UCITSまたはその他のUCIの受益証券または投資証券にその純資産の10%を超えて投資しない。

マルチ・マネージャー・アクセス - ハイ・イールド

サブ・ファンドの投資方針は、長期的な実質利益を追求することであるが、この投資方針が達成される保証はない。

ポートフォリオ・マネージャーは、専用ポートフォリオを通じてハイ・イールド債券に主として投資することにより、サブ・ファンドの投資方針の達成に努める。専用ポートフォリオにおいては、投資制限を総額ベースで適用する。ポートフォリオ・マネージャーは、サブ・ファンドの投資方針を達成するためにデリバティブを利用することもできる。

サブ・ファンドは、流動性の目的で短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

サブ・ファンドは、UCITSまたはその他のUCIの受益証券または投資証券にその純資産の10%を超えて投資しない。

<訂正後>

(前略)

各サブ・ファンドに固有の投資方針

各サブ・ファンドの投資方針および戦略は、以下の通りであり、下記「(4)投資制限」に記載される投資制限に常に従っている。疑義を避けるために付言すると、各サブ・ファンドは以下の制限に従うことを条件に、下記の資産クラスのエクスポージャーを取ることができる。

- () 資産担保証券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大15%
- () モーゲージ・バック証券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大15%
- () 偶発転換債券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大15%
- () 破綻証券：該当するサブ・ファンドの純資産の最大10%

マルチ・マネージャー・アクセス - エマージング・マーケット・デッド

サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、投資方針は長期的な実質利益を追求することであるが、この投資方針が達成される保証はない。

ポートフォリオ・マネージャーは、エマージング市場における債券戦略を行う専用ポートフォリオを通じて米ドル建ての債券に主として投資することにより、サブ・ファンドの投資方針の達成に努める。専用ポートフォリオにおいては、投資制限を総額ベースで適用する。ポートフォリオ・マネージャーは、サブ・ファンドの投資方針を達成するためにデリバティブを利用することもできる。

サブ・ファンドが専用ポートフォリオにおいて保有する確定利付投資対象の大半は、JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド・インデックスの60%およびJPモルガンCEMBIディバーシファイド・インデックスの40%を合成した参考指標の構成銘柄である。投資戦略は、サブ・ファンドのデュレーション、セクターおよび国のエクスポージャーが参照指数から乖離することができる範囲に関して限定的な制限を課している。投資戦略は参照指数に対する確定利付の投資対象の組入比率に制限を設けていないが、これはサブ・ファンドのポートフォリオ構成が参照指数から大幅に乖離できることを意味している。投資運用会社は特定の投資機会を有効利用するために参照指数を構成していない確定利付の投資対象に投資する裁量を行行使することができる。そのため、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドの運用実績が参照指標から大幅に乖離することがある。

サブ・ファンドは、流動性の目的で短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

サブ・ファンドは、UCITSまたはその他のUCIの受益証券または投資証券にその純資産の10%を超えて投資しない。

マルチ・マネージャー・アクセス - USマルチ・クレジット

サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、投資方針は長期的な実質利益を追求することであるが、この投資方針が達成される保証はない。

ポートフォリオ・マネージャーは、専用ポートフォリオを通じて主に米ドル建ての債券に主として投資することにより、投資方針の達成に努める。専用ポートフォリオにおいては、投資制限を総額ベースで適用する。ポートフォリオ・マネージャーは、サブ・ファンドの投資方針を達成するためにデリバティブを利用することもできる。

サブ・ファンドが専用ポートフォリオにおいて保有する確定利付投資対象の大半は、参考指標であるブルームバーグ・バークレイズUSコーポレート・インターメディエイト・インデックスの構成銘柄である。投資戦略は、サブ・ファンドのデュレーション、セクターおよび国のエクスポージャーが参照指数から乖離することができる範囲に関して限定的な制限を課している。投資戦略は参照指数に対する確定利付の投資対象の組入比率に制限を設けていないが、これはサブ・ファンドのポートフォリオ構成が参照指数から大幅に乖離できることを意味している。投資運用会社は特定の投資機会を有効利用するために参照指数を構成していない確定利付の投資対象に投資する裁量を行行使することができる。そのため、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドの運用実績が参照指標から大幅に乖離することがある。

サブ・ファンドは、流動性の目的で短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

サブ・ファンドは、UCITSまたはその他のUCIの受益証券または投資証券にその純資産の10%を超えて投資しない。

マルチ・マネージャー・アクセス - ハイ・イールド

サブ・ファンドはアクティブな運用を行い、投資方針は長期的な実質利益を追求することであるが、この投資方針が達成される保証はない。

ポートフォリオ・マネージャーは、専用ポートフォリオを通じてハイ・イールド債券に主として投資することにより、サブ・ファンドの投資方針の達成に努める。専用ポートフォリオにおいては、投資制限を総額ベースで適用する。ポートフォリオ・マネージャーは、サブ・ファンドの投資方針を達成するためにデリバティブを利用することもできる。

サブ・ファンドが専用ポートフォリオにおいて保有する確定利付投資対象の大半は、ICE BofAメリルリンチUSハイ・イールド・コンストレインド・インデックスの60%およびICE BofAメリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスの40%を合成した参考指標の構成銘柄である。投資戦略は、サブ・ファンドのデュレーション、セクターおよび国のエクスポージャーが参照指数から乖離することができる範囲に関して限定的な制限を課している。投資戦略は参照指数に対する確定利付の投資対象の組入比率に制限を設けていないが、これはサブ・ファンドのポートフォリオ構成が参照指数から大幅に乖離できることを意味している。投資運用会社は特定の投資機会を有効利用するために参照指数を構成していない確定利付の投資対象に投資する裁量を行行使することができる。そのため、市場のボラティリティが高い期間においてサブ・ファンドの運用実績が参照指標から大幅に乖離することがある。

サブ・ファンドは、流動性の目的で短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

サブ・ファンドは、UCITSまたはその他のUCIの受益証券または投資証券にその純資産の10%を超えて投資しない。

(4) 投資制限

< 訂正前 >

(前略)

2.26 本投資法人の取締役会は、効率的なポートフォリオ運用の技法の使用において本投資法人が担保として受領する可能性のある以下の商品一覧を承認し、また、これらの商品に対して以下のヘアカットを適用することを決定した。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの減額率)
<p>固定利付証券</p> <p>OECD加盟国によりまたはその地方機関によりまたはEU、地域および世界的規模の国際的機関および組織/事業により発行または保証された有価証券</p> <p>格付けされていないスイス国立銀行の銀行手形</p> <p>A-1/P-1以上の格付けを有するコマーシャルペーパー*</p> <p>BBB-(ムーディーズ)又はBaa3(S&P)以上の格付けを実際に長期的に保っている固定利付証券*</p> <p>政府/州が保証していない債務証券は、一銘柄につき最大20%に制限される。</p>	<p>0%</p>
<p>株式(担保は、UBSの株式または債務証券で構成されてはならない)</p> <p>集中上限は、売買高(90営業日の期間の平均日次売買高)の3倍</p>	<p>15%</p> <p>(発行された国を問わない。)</p>

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

2.26 本投資法人の取締役会は、効率的なポートフォリオ運用の技法の使用において本投資法人が担保として受領する可能性のある以下の商品一覧を承認し、また、これらの商品に対して以下のヘアカットを適用することを決定した。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの減額率)
<p>固定利付証券</p> <p>OECD加盟国によりまたはその地方機関によりまたはEU、地域および世界的規模の国際的機関および組織/事業により発行または保証された有価証券</p> <p>格付けされていないスイス国立銀行の銀行手形</p> <p>A-1/P-1以上の格付けを有するコマーシャルペーパー*</p> <p>BBB- (ムーディーズ) 又はBaa3 (S&P) 以上の格付けを実際に長期的に保っている固定利付証券*</p> <p>政府/州が保証していない債務証券は、一銘柄につき最大20%に制限される。</p>	<p>0%</p>
<p>株式 (担保は、UBSの株式または債務証券で構成されてはならない)</p> <p>集中上限は、売買高(90営業日の期間の平均日次売買高)の3倍</p>	<p>8%</p> <p>(発行された国を問わない。)</p>

(後略)

3 投資リスク

a. リスク要因

<訂正前>

(前略)

破綻証券

サブ・ファンドは、財務再構築もしくは貸借対照表の資本再構成最中にある会社、またはかかる事象が予期されている中で流動性が低い状態での価格もしくは破綻状態での価格で取引されている会社の債務証券もしくは持分証券に投資することができる。一般に、この戦略における機会は、不履行および信用スプレッドの程度、ひいては景気循環と密接に関連している。破綻ファンドは、投資の段階もしくは再構築の過程に積極的に関与する度合いによって異なる。破綻証券は、流動性の欠如、売ることを余儀なくされている売り手の存在および再構築の過程で生じる不確実性などの理由から、非効率的に値付けされている。

破綻証券は、深刻な経済状態にある企業もしくは公的機関によって発行されるため、元本損失のリスクが大きい。

利益相反

(後略)

<訂正後>

(前略)

破綻証券

サブ・ファンドは、財務再構築もしくは貸借対照表の資本再構成最中にある会社、またはかかる事象が予期されている中で流動性が低い状態での価格もしくは破綻状態での価格で取引されている会社の債務証券もしくは持分証券に投資することができる。一般に、この戦略における機会は、不履行および信用スプレッドの程度、ひいては景気循環と密接に関連している。破綻ファンドは、投資の段階もしくは再構築の過程に積極的に関与する度合いによって異なる。破綻証券は、流動性の欠如、売ることを余儀なくされている売り手の存在および再構築の過程で生じる不確実性などの理由から、非効率的に値付けされている。

破綻証券は、深刻な経済状態にある企業もしくは公的機関によって発行されるため、元本損失のリスクが大きい。

小型株企業への投資

小型株の株式および小企業の証券への投資には一定のリスクを伴う。これらの証券の市場価格は大企業の証券よりも大きく変動することがある。小企業は通常、大企業に比べて発行済株式数が少ないので、市場価格に影響を与えずに多額の証券の売買を行うことが一段と難しくなることがある。これらの企業に関して入手できる情報は通常、大企業に比べて少ない。これらの企業の資本金が少額であること、中小企業の製品ライン、市場もしくは財源が限定される可能性があるという事実、ならびに大企業に比べて市場シェアが小さいことにより、突然または想定外の価格変動に対する脆弱性が大企業の証券に比べて大きくなる可能性がある。時価総額が低い企業の債券はときに流動性が低下することがあり、価格が短期間で大幅に変動したり、売買価格のスプレッドが拡大することがある。

利益相反

(後略)

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

<訂正前>

a. 海外における申込手数料

申込手数料は、投資証券1口当たり純資産価格の最大6%とする。

b. 日本国内における申込手数料

該当事項なし。

<訂正後>

a. 海外における申込手数料

申込手数料は、投資証券1口当たり純資産価格の最大3%とする。

b. 日本国内における申込手数料

該当事項なし。

(4) その他の手数料等

<訂正前>

定率報酬がカバーする報酬、コストおよび費用に加え、本投資法人は、以下を含む(これらに限らない。)あらゆる運用費用および管理事務費用を負担する。

- 本投資法人の資産および所得に賦課される可能性があるすべての租税(適用ある年次税を含む。)
- 本投資法人のポートフォリオに組み込まれた有価証券その他の資産(派生商品を含む。)に関する取引に課される通常の銀行手数料(かかる手数料は、取得価格に加算され、売却価格からは減額される。)
- 本投資法人が適正に負担する手数料、費用およびあらゆる合理的な立替費用
- 投資主の利益のために行為するに際し本投資法人、管理会社、投資運用会社またはポートフォリオ・マネージャーが負担する法務手数料および費用(疑義を避けるために付言すると、本投資法人またはそのいずれかのサブ・ファンドの組織再編に関する一切の法務手数料および費用を含む。)
- 年次報告書および半期報告書ならびに適用ある法令に基づき必要なその他の報告書および文書を投資主(投資証券の実質的保有者を含む。)の利益に適う言語において作成し配布(印刷は含まない。)するためのコスト
- 投資主に対する通知作成コストおよび本投資法人の資産管理に関するあらゆる取引コスト(ブローカーの通常の手数料、報酬、租税等)
- ルクセンブルグ内外における本投資法人の承認および監督に関する手数料およびコスト
- 定款、英文販売目論見書ならびに年次報告書および半期報告書の印刷コストおよび費用、ならびに、定款および本投資法人に関するその他の一切の文書(本投資法人または本投資法人の投資証券募集について管轄権を有するあらゆる機関(各国の証券業協会を含む。))に対する登録届出書、目論見書および説明覚書等を必要な言語により作成および/または提出し、印刷するコストおよび費用
- 純資産価額の公表および投資者に対する通知の公告に関連するコストおよび費用
- 証券取引所または規制を受ける市場への本投資法人の投資証券の上場に関連して請求される手数料および費用
- 投資主への配当金支払における手数料およびその他のコスト
- 監査における手数料、コストおよび費用(監査人の報酬および費用を含む。)
- KIIDの作成、翻訳および監督機関への提出に関する手数料および費用

本投資法人は、定期的にまたは繰り返し発生する管理事務費用およびその他の費用を、見積額に基づき毎年またはその他のある期間を通じて自身の勘定で負担することがある。

個々のサブ・ファンドおよび/または個々の投資証券クラスに正確に配分可能なすべてのコストは、当該サブ・ファンドおよびクラスに請求される。コストが複数または全部のサブ・ファンドもしくはクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に比例して、または本投資法人もしくは管理会社が合理的に決定する基準により、関係するサブ・ファンドまたは投資証券のクラスに請求される。

各々の投資方針に従い、他のUCIまたはUCITSに投資するサブ・ファンドにおいて、手数料が、サブ・ファンドのレベルおよび関連する投資先の投資信託で発生する可能性がある。運用資産を投資する投資先の投資信託の運用報酬の上限は、あらゆる助言報酬を考慮し、3%を上限とする。投資運用会社自身または投資運用会社に関連するその他の会社が直接的または間接的に、または実質的に直接もしくは間接的保有により運用するファンドの受益証券に投資する場合、投資を行うサブ・ファンドは、投資先投資信託の発行または買戻し手数料の一切を課せられないことがある。

サブ・ファンドの経常費用の詳細は、KIIDで確認することができる。

(後略)

<訂正後>

定率報酬がカバーする報酬、コストおよび費用に加え、本投資法人は、以下を含む(これらに限らない。)あらゆる運用費用および管理事務費用を負担する。

- 本投資法人の資産および所得に賦課される可能性があるすべての租税(適用ある年次税を含む。)
- 本投資法人のポートフォリオに組み込まれた有価証券その他の資産(派生商品を含む。)に関する取引に課される通常の銀行手数料(かかる手数料は、取得価格に加算され、売却価格からは減額される。)
- 本投資法人が適正に負担する手数料、費用およびあらゆる合理的な立替費用
- 投資主の利益のために行為するに際し本投資法人、管理会社、投資運用会社またはポートフォリオ・マネージャーが負担する法務手数料および費用(疑義を避けるために付言すると、本投資法人またはそのいずれかのサブ・ファンドの組織再編に関する一切の法務手数料および費用を含む。)
- 年次報告書および半期報告書ならびに適用ある法令に基づき必要なその他の報告書および文書を投資主(投資証券の実質的保有者を含む。)の利益に適う言語において作成し配布(印刷は含まない。)するためのコスト
- 投資主に対する通知作成コストおよび本投資法人の資産管理に関するあらゆる取引コスト(ブローカーの通常の手数料、報酬、租税等)
- ルクセンブルグ内外における本投資法人の承認および監督に関する手数料およびコスト
- 定款、英文販売目論見書ならびに年次報告書および半期報告書の印刷コストおよび費用、ならびに、定款および本投資法人に関するその他の一切の文書(本投資法人または本投資法人の投資証券募集について管轄権を有するあらゆる機関(各国の証券業協会を含む。)に対する登録届出書、目論見書および説明覚書等)を必要な言語により作成および/または提出し、印刷するコストおよび費用
- 純資産価額の公表および投資者に対する通知の公告に関連するコストおよび費用
- 証券取引所または規制を受ける市場への本投資法人の投資証券の上場に関連して請求される手数料および費用
- 投資主への配当金支払における手数料およびその他のコスト
- 監査における手数料、コストおよび費用(監査人の報酬および費用を含む。)
- KIIDの作成、翻訳および監督機関への提出に関する手数料および費用

本投資法人は、定期的または繰り返し発生する管理事務費用およびその他の費用を、見積額に基づき毎年またはその他のある期間を通じて自身の勘定で負担することがある。

個々のサブ・ファンドおよび/または個々の投資証券クラスに正確に配分可能なすべてのコストは、当該サブ・ファンドおよびクラスに請求される。コストが複数または全部のサブ・ファンドもしくはクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に比例して、または本投資法人もしくは管理会社が合理的に決定する基準により、関係するサブ・ファンドまたは投資証券のクラスに請求される。

各々の投資方針に従い、他のUCIまたはUCITSに投資するサブ・ファンドにおいて、手数料が、サブ・ファンドのレベルおよび関連する投資先の投資信託で発生する可能性がある。運用資産を投資する投資先の投資信託の運用報酬の上限は、あらゆる助言報酬を考慮し、3%を上限とする。投資運用会社自身または投資運用会社に関連するその他の会社が直接的または間接的に、または実質的に直接

もしくは間接的保有により運用するファンドの受益証券に投資する場合、投資を行うサブ・ファンドは、投資先投資信託の発行または買戻し手数料の一切を課せられないことがある。

サブ・ファンドの継続費用の詳細は、KIIDで確認することができる。

(後略)

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

「特定米国人」という用語は、()米国の裁判所が適用法に基づき信託会社の経営の何らかの面に関して命令または判決を発行することを認められている場合、または()一または複数の特定米国人が信託会社または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授権されている場合に、米国市民、米国居住者または米国に住所を有するかもしくは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人もしくは信託会社を指す。本項は、米国内国歳入法に一致していなければならない。

<訂正後>

(前略)

「特定米国人」という用語は、()米国の裁判所が適用法に基づき信託会社の経営の何らかの面に関して命令または判決を発行することを認められている場合、または()一または複数の特定米国人が信託会社または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授権されている場合に、米国市民、米国居住者または米国に住所を有するかもしくは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは有限会社の形態を有する法人もしくは信託会社を指す。本項は、米国内国歳入法に一致していなければならない。

DAC 6 - 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメント(以下「RCBA」という。)に関連する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令(EU)2018/822(以下「DAC6」という。)が発効した。DAC6の目的は、EU加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性のあるアレンジメントに関する情報を取得できるようにすること、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることである。

DAC 6により課される要請は2020年7月1日から適用されるが、2018年6月25日から2020年6月30日の間に実施された一切のアレンジメントの報告を義務付けられる可能性がある。同通達はEUの仲介業者に対して、RCBA(関係する仲介業者および関係する納税者、すなわちRCBAを利用することができる者の身元確認を行えるようにする情報およびアレンジメントに関する具体的な詳細事項を含む。)に関する情報を現地の税務当局に提供することを義務付けている。その後、現地の税務当局は他のEU加盟国の税務当局と当該情報を交換する。そのため、ファンドはRCBAに関して認識しているか、所有しているかまたは管理下にあるあらゆる情報を税務当局に開示することを法的に義務付けられる可能性がある。この規制は、必ずしも濫用的租税回避を構成するとは限らないアレンジメントにも適用可能である。

第三部 外国投資法人の詳細情報

第1 外国投資法人の追加情報

2 役員の状況

<訂正前>

(2019年11月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレアス・エバーソルド (Andreas Aebersold)	チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	ユービーエス・スイス・エイ・ジー、エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
マデュ・ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)	メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
クリスティアン・シェーン (Christian Schön)	メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
ジェレミー・ステンハム (Jeremy Stenham)	メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	英国ロンドン・インディペンデント・ディレクター 公認会計士	該当なし

(注)本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

<訂正後>

(2020年8月7日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレアス・エバーソルド (Andreas Aebersold)	チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	ユービーエス・スイス・エイ・ジー、エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
マデュ・ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)	メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
クリスティアン・シェーン (Christian Schön)	メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 マネージング・ディレクター	該当なし

(注)本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

第2 手続等

1 申込(販売)手続等

<訂正前>

海外における販売手続等

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は、下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価格の計算」の項の要領に従い計算される。投資主は、純資産価格が「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」に記載されるシングル・スイング・プライシングの方針に従い調整される場合があること、および投資証券の発行価格に関する内容は、シングル・スイング・プライシングの方針に従い調整される可能性がある純資産価格に対するものであることに留意すべきである。

発行価格は投資証券1口当たり純資産価格に基づいて算出され、任命された販売会社の発行手数料(純資産価額に対して最大6%)が加算される。申込みの場合には、申込金額を投資するためにサブ・ファンドに対して平均的に発生する手数料(売買委託手数料等)が、投資主宛てに請求されることがある。投資証券の各販売国で発生するあらゆる租税、手数料およびその他の料金も請求される。

本投資法人の投資証券の購入申込みは、本投資法人、管理会社、管理事務代行会社ならびに任命された販売代行会社および支払事務代行会社が、投資証券の該当するクラスの発行価格で受け付け、販売代行会社および支払事務代行会社は受け付けた申込みを管理事務代行会社に取り次ぐ。

(後略)

<訂正後>

海外における販売手続等

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は、下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価格の計算」の項の要領に従い計算される。投資主は、純資産価格が「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」に記載されるシングル・スイング・プライシングの方針に従い調整される場合があること、および投資証券の発行価格に関する内容は、シングル・スイング・プライシングの方針に従い調整される可能性がある純資産価格に対するものであることに留意すべきである。

発行価格は投資証券1口当たり純資産価格に基づいて算出され、任命された販売会社の発行手数料(純資産価額に対して最大3%)が加算される。申込みの場合には、申込金額を投資するためにサブ・ファンドに対して平均的に発生する手数料(売買委託手数料等)が、投資主宛てに請求されることがある。投資証券の各販売国で発生するあらゆる租税、手数料およびその他の料金も請求される。

本投資法人の投資証券の購入申込みは、本投資法人、管理会社、管理事務代行会社ならびに任命された販売代行会社および支払事務代行会社が、投資証券の該当するクラスの発行価格で受け付け、販売代行会社および支払事務代行会社は受け付けた申込みを管理事務代行会社に取り次ぐ。

(後略)

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

<訂正前>

() 純資産価格の計算

投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格は、当該投資証券クラスの基準通貨で表示され、各ファンド営業日(評価日)に計算される。投資証券1口当たりの純資産価格は、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンド全体の純資産総額をサブ・ファンドの当該投資証券クラスの発行済投

資証券口数で除して計算する。サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産総額の割合は、各投資証券クラスの発行済投資証券とサブ・ファンドの発行済投資証券の総口数との割合に従い算出され、投資証券が発行または買い戻される毎に変動する。

単一のファンド取引日に行われるサブ・ファンドの投資証券クラスのすべてに影響する購入または買戻しの合計が元本の正味の流出入をもたらず場合、関連するファンド取引日におけるサブ・ファンドの投資証券クラスの純資産価額を調整することがある(以下「シングル・スイング・プライシング」という。)。最大調整額は、(調整前)純資産価額の1%である。調整額の確定においては、サブ・ファンドが投資する資産の想定される気配スプレッドだけでなく、サブ・ファンドが負担する可能性のある取引費用および予想税額を反映する可能性がある。調整対象サブ・ファンドの資本が純流入の場合、このような調整により純資産価額が増加する。調整対象サブ・ファンドの資本が純流出の場合、純資産価額が減少する。取締役会は各サブ・ファンドの基準値を設定することができる。これは、サブ・ファンドの純資産または関連するサブ・ファンドの基準通貨建ての絶対額に対するファンド取引日における純増減により構成される。ファンド取引日において、このような基準値を超過する場合にはのみ、純資産価額を調整する。

上記の純資産総額の調整の代わりに、サブ・ファンドが負担する見積もられる取引費用および税金や、サブ・ファンドが投資する資産の見積もられる呼び値と買値の差額が投資主に直接請求されることがある。

各サブ・ファンドが保有する資産の価値は以下の要領で計算する(ただし、最終的なものではない)。

- a) 証券取引所に上場している有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、最新の市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場している場合は、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最新価格を適用する。証券取引所では通常取引されないが、証券トレーダー間で流通市場が存在し、市場に従い価格が決定される有価証券、派生商品およびその他の資産の場合、本投資法人はかかる有価証券、派生商品およびその他の投資対象を当該価格を基準に評価することができる。有価証券、派生商品およびその他の投資対象が証券取引所には上場していないが、公認かつ公開の、定期的に運営される、規制を受ける別の市場で売買されている場合、かかる市場の入手可能な最新価格で評価する。
- b) 証券取引所に上場されず、別の規制ある市場でも取引されず、適切な価格を入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選定するその他の原則に従い、本投資法人が評価する。
- c) 証券取引所に上場していない派生商品(「店頭派生商品」)の評価は独立した価格ソースに基づいて評価する。派生商品进行评估する独立した価格ソースが一つしかない場合、派生商品の派生元である裏付商品の市場価格に基づいて本投資法人および本投資法人の監査人が認める計算方法により評価の妥当性を検証する。
- d) 他のUCITSの投資証券および/またはUCIの投資証券は、最新の入手可能な純資産価額で評価される。
- e) 証券取引所に上場されていないか、または公開されている別の規制を受ける市場で取引されていない短期金融商品は、適切なイールドカーブを基準として評価される。イールドカーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品について、満期までの残存期間の金利に最も近似した金利が差し込まれる。このような計算により、金利は、裏付となる発行体の信用スプレッドを加算して市場価格に転換される。発行体の信用格付が大幅に変更される場合、かかる信用スプレッドは調整される。
- f) 関係するサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示され、通貨取引によるヘッジを行わない有価証券およびその他の投資対象は、外部の価格提供業者から取得する為替相場の仲値(ビッド・レートとオファー・レートの中間)で評価する。

- g) 定期預金および信託預金はその額面に経過利息を加えて評価する。
- h) スワップ取引の価値はすべてのキャッシュフロー(流入と流出の双方)の時価(純額)を基準にスワップの相手方当事者により算出される。この評価方法は本投資法人により承認され、監査人により検証される。
- i) 短期金融商品に主に投資するサブ・ファンドの場合、該当する評価日から2評価日(同日を含む。)までにサブ・ファンドが受け取る利息収入は、該当するサブ・ファンドの資産の評価に含まれる。したがって、該当する評価日の投資証券1口あたり純資産価格には、それ以後の2評価日に予定される利息収入が含まれる。

本投資法人またはその投資主の利益のために正当化される場合(例えばマーケット・タイミング慣行を防ぐため等)、取締役会は本投資法人の資産の評価を調整するために公正価値の価格設定方法を適用すること等の適切な対策を講ずることができる。

異常な状況により、上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが判明する場合、本投資法人は、純資産価額を適正に評価するために誠実に選ばれる、一般に認められ、かつ監査可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

異常な状況の場合、評価日の当日のうちに追加の評価を行うことができ、その後の発行および買戻しにかかる新評価を反映する。

- () 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止

(後略)

<訂正後>

- () 純資産価格の計算

投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格は、当該投資証券クラスの基準通貨で表示され、各ファンド営業日(評価日)に計算される。投資証券1口当たりの純資産価格は、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンド全体の純資産総額をサブ・ファンドの当該投資証券クラスの発行済投資証券口数で除して計算する。サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産総額の割合は、各投資証券クラスの発行済投資証券とサブ・ファンドの発行済投資証券の総口数との割合に従い算出され、投資証券が発行または買い戻される毎に変動する。

各サブ・ファンドが保有する資産の価値は以下の要領で計算する。

- a) 証券取引所に上場している有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、最新の市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場している場合は、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最新価格を適用する。証券取引所では通常取引されないが、証券トレーダー間で流通市場が存在し、市場に従い価格が決定される有価証券、派生商品およびその他の資産の場合、本投資法人はかかる有価証券、派生商品およびその他の投資対象を当該価格を基準に評価することができる。有価証券、派生商品およびその他の投資対象が証券取引所には上場していないが、公認かつ公開の、定期的に運営される、規制を受ける別の市場で売買されている場合、かかる市場の入手可能な最新価格で評価する。
- b) 証券取引所に上場されず、別の規制ある市場でも取引されず、適切な価格を入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選定するその他の原則に従い、本投資法人が評価する。
- c) 証券取引所に上場していない派生商品(「店頭派生商品」)の評価は独立した価格ソースに基づいて評価する。派生商品进行评估する独立した価格ソースが一つしかない場合、派生商品の派生元である裏付商品の市場価格に基づいて本投資法人および本投資法人の監査人が認める計算方法により評価の妥当性を検証する。

- d) 他の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 (UCITS) および/または投資信託 (UCIs) は最終的に知られた資産価格で評価される。
- e) 証券取引所に上場されていないか、または公開されている別の規制を受ける市場で取引されていない短期金融商品は、適切なイールドカーブを基準として評価される。イールドカーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品について、満期までの残存期間の金利に最も近似した金利が差し込まれる。このような計算により、金利は、裏付となる発行体の信用スプレッドを加算して市場価格に転換される。発行体の信用格付が大幅に変更される場合、かかる信用スプレッドは調整される。
- f) 関係するサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示され、通貨取引によるヘッジを行わない有価証券およびその他の投資対象は、外部の価格提供業者から取得する為替相場の仲値 (ビッド・レートとオファー・レートの間) で評価する。
- g) 定期預金および信託預金はその額面に経過利息を加えて評価する。
- h) スワップ取引の価値はすべてのキャッシュフロー (流入と流出の双方) の時価 (純額) を基準にスワップの相手方当事者により算出される。この評価方法は本投資法人により承認され、監査人により検証される。
- i) 短期金融商品に主に投資するサブ・ファンドの場合、該当する評価日から2評価日 (同日を含む。) までにサブ・ファンドが受け取る利息収入は、該当するサブ・ファンドの資産の評価に含まれる。したがって、該当する評価日の投資証券1口あたり純資産価格には、それ以後の2評価日に予定される利息収入が含まれる。

本投資法人またはその投資主の利益のために正当化される場合 (例えばマーケット・タイミング慣行を防ぐため等)、取締役会は本投資法人の資産の評価を調整するために公正価値の価格設定方法を適用すること等の適切な対策を講ずることができる。

異常な状況により、上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが判明する場合、本投資法人は、純資産価額を適正に評価するために誠実に選ばれる、一般に認められ、かつ監査可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

異常な状況の場合、評価日の当日のうちに追加の評価を行うことができ、その後の発行および買戻しにかかる新評価を反映する。

報酬および手数料ならびに投資先の投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用が入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化による影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる (「シングル・スイング・プライシング」)。

投資証券は通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化による影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況に関しては取締役会が裁量権を有している。一般的なルールとして、希薄化調整を実行するための要件は関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に基づいている。取締役会は、既存の受益者 (申込みの場合) または残存する受益者 (買戻しの場合) が損害を被る可能性があるると判断する場合に希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は以下の場合に行われることがあるが、これらに限定されない。

(a) サブ・ファンドが継続的に下落している場合 (すなわち買戻しによる純流出)。

(b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを受けている場合。

(c) サブ・ファンドの特定の評価日におけるポジションが正味申込みまたは正味買戻しになっている場合。または、

(d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が判断するその他のあらゆる場合。

評価額の調整においては、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドに十分に見合う適切な数値であると取締役会が判断する金額が、サブ・ファンドが正味申込ポジションにある場合は1口当たり純資産価格に加算され、正味買戻ポジションにある場合は投資証券1口当たり純資産価格から控除される。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、()見積み財務費用、()サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および()サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分だけ(上方または下方に)調整される。一部の株式市場および法域ではバイサイドおよびセルサイドが異なる手数料体系を有することがあるため、最終的な調整額が純流入と純流出とで異なることがある。ただし、調整は基本的に、当該時に適用される投資証券1口当たり純資産価格の最大2%を上限とする。例外的な状況(例えば、市場のボラティリティの上昇および/または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等)においては、これが実勢市場の状況を示すものであり、投資主の最大の利益であることを取締役会が正当化できるのであれば、取締役会は各サブ・ファンドおよび/または各評価日に関連する該当する1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。このような希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。受益者は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。

サブ・ファンドの各投資証券クラスの純資産価額は個別に計算されるが、希薄化調整はパーセンテージで見ると各クラスの純資産価額に対して同一の影響を及ぼすことになる。希薄化調整はサブ・ファンドの水準において元本に対して適用されるもので、各個人投資家の取引における特定の状況に関連するものではない。

() 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止

(後略)

(5) その他

<訂正前>

(前略)

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

<訂正後>

(前略)

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

() ベンチマーク規則

販売目論見書に別段の定めがない限り、販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数(規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。))に基づき定義

される「使用」)は、ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されるベンチマーク管理者により提供される。

ベンチマークがESMAのベンチマーク管理者登録簿または第三国のベンチマーク登録簿に含まれる管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu>で入手可能である。

管理会社は、ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合取るべき措置を記載した計画書の書面を有している。このような計画書の書面は要求に応じて管理会社から無料で入手することができる。

J.P.モルガン

情報は信頼性があると確信する情報源から入手したものがあるが、J.P.モルガンは、その完成度または正確性を保証するものではない。指数は許可を得て使用される。J.P.モルガンの事前の書面による同意なしに指数を複製、配布、または何らかの形で使用することはできない。(2016年著作権所有。J.P.モルガン・チェース・アンド・カンパニー。無断複製禁止。)

ブルームバーグ・バークレイズ

BLOOMBERG®は、ブルームバーグ・ファイナンス・エルピーおよびその関連会社(総称して、以下「ブルームバーグ」という。)の商標およびサービスマークである。BARCLAYS®は、バークレイズ・バンク・ピーエルシー(その関連会社と総称して「バークレイズ」という。)の商標およびサービスマークであり、使用許諾に基づき使用される。ブルームバーグまたはブルームバーグの使用許諾者(バークレイズを含む。)はブルームバーグ・バークレイズの指数のすべての知的所有権を有している。ブルームバーグもバークレイズも本媒体を承認することも推奨することもなく、その中の一切の情報の正確性または完成度を保証するものではなく、そこに由来する結果に関して明示黙示を問わず保証するものではなく、両者のいずれも、法で求められる最大の範囲まで、これに関連して生じる被害または損害に対して債務または責任を負うものでもない。

ICE

ICEデータ・インディシーズ(以下「ICEデータ」という。)は、許可を得て使用される。ICEデータ、その関連会社およびこれらの各第三者提供者は、明示であるか黙示であるかを問わず一切の保証および表明(指数、指数データおよびこれらに関し、関連し、または由来するあらゆるデータを含め、商品性の保証または特定目的もしくは利用の適合性の保証を含めた、明示・黙示を問わない一切の保証および表明)を否認する。ICEデータ、その関連会社およびこれらの第三者提供者のいずれも、いかなる損害賠償についても責任を負わず、また指数もしくは指数データまたはこれらのいずれの部分の適切性、正確性、適時性または完全性についても責任を負わない。指数、指数データおよびこれらの構成要素は、「現状のままで」提供され、自己のリスク負担で使用される。ICEデータ、その関連会社およびこれらの各第三者提供者は、UBSもしくは追加されたその関連会社またはその商品もしくはサービスの一切を後援、保証および推奨するものではない。

第4 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

(4) 役員の状況

<訂正前>

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

(2019年11月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
<u>アンドレ・ミュラー・ウェグナー</u> (André Müller-Wegner)	チェアマン	<u>UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)マネージング・ディレクター</u>	該当なし
<u>アンドレアス・シュラター</u> (Andreas Schlatter)	ヴァイス・チェアマン	<u>スイス、キュッティンゲン、インディペンデント・ディレクター、数学者(博士)</u>	該当なし
<u>パスカル・キストラ</u> (Pascal Kistler)	ディレクター / ボード・メンバー	<u>UBSビジネス・ソリューションズ・エイ・ジー、チューリッヒ、マネージング・ディレクター</u>	該当なし
<u>ギルバート・シントゲン</u> (Gilbert Schintgen)	ディレクター / ボード・メンバー	<u>ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ、ディレクター</u>	該当なし

(後略)

<訂正後>

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

(2020年8月7日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
<u>アンドレ・ヴァレンテ</u> (André Valente)	チェアマン	<u>UBSファンド・マネジメント(スイス)エイ・ジー、バーゼル、スイス、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー</u>	該当なし
<u>フランチェスカ・プリム</u> (Francesca Prym)	ディレクター / ボード・メンバー	<u>UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ、ルクセンブルグ、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー</u>	該当なし
<u>クリスティアン・マウラー</u> (Christian Maurer)	ディレクター / ボード・メンバー	<u>UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー、チューリッヒ、スイス、ヘッド・オブ・プロダクト・マネジメント</u>	該当なし
<u>ギルバート・シントゲン</u> (Gilbert Schintgen)	ディレクター / ボード・メンバー	<u>ルクセンブルグ大公国、デュドランジュ、インディペンデント・ディレクター</u>	該当なし

(後略)

2 その他の関係法人の概況

(2) 関係業務の概要

<訂正前>

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は本投資法人の保管受託銀行として任命されている。保管受託銀行は本投資法人に支払代行サービスも提供する。保管受託銀行は、2010年法および保管受託契約の規定に従い、保管可能な金融商品を保管し、本投資法人のその他の資産の記録保持および所有権の確認を行い、かつ本投資法人のキャッシュフローを効果的かつ適切な監視を徹底するために任命されている。保管受託銀行が保管する資産は、2010年法により当該再利用が明示的に認められない限り、保管受託銀行または保管機能を委託される第三者により、その自己勘定で再利用してはならない。

保管受託銀行は、また、()投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がルクセンブルグ法、目論見書および定款に従って行われること、()投資証券の価額がルクセンブルグ法、目論見書および定款に従って計算されること、()管理会社または本投資法人の指示が、適用されるルクセンブルグ法、目論見書および/または定款に抵触しない限り、実行されること、()本投資法人の資産に関わる取引において、通常期限内に対価を本投資法人に送金すること、ならびに()本投資法人の収益がルクセンブルグ法、目論見書および定款に従って利用されることを徹底するものとする。

保管受託銀行は、保管受託契約および2010年法の規定の遵守において、一定の条件に従い、かつ自らの職務を効果的に遂行するために、保管受託銀行に保管目的で適式に委託されている保管可能な金融商品に関連する自らの保管職務の一部もしくは全部ならびに/または本投資法人のその他の資産の記録保持および所有権の確認に関する職務の全部もしくは一部を、保管受託銀行が随時任命する一または複数の副保管人に委託することができる。保管受託銀行は、保管受託銀行が事前に承認していない再委託先を副保管人が利用することを、認めない。

保管受託銀行は、副保管人および再委託先の任命前に、ならびに適用法令規則および自らの利益相反に関する方針に基づいて継続的に、自らの保管機能の委託から生じる可能性のある潜在的な利益相反および当該委託により発生しうる潜在的な利益相反を評価するものとする。保管受託銀行は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもあるUBSグループの一員である。したがって、保管受託銀行およびその関連会社は、様々な事業活動を積極的に行っており、異なる直接または間接的な利害を有する可能性があるため、保管受託銀行の保管機能の委託から潜在的な利益相反が生じる可能性がある。投資家は、保管受託銀行宛てに書面により請求することにより、追加情報を無料で取得することができる。

(後略)

<訂正後>

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は本投資法人の保管受託銀行として任命されている。保管受託銀行は本投資法人に支払代行サービスも提供する。保管受託銀行は、2010年法および保管受託契約の規定に従い、保管可能な金融商品を保管し、本投資法人のその他の資産の記録保持および所有権の確認を行い、かつ本投資法人のキャッシュフローを効果的かつ適切な監視を徹底するために任命されている。保管受託銀行が保管する資産は、2010年法により当該再利用が明示的に認められない限り、保管受託銀行または保管機能を委託される第三者により、その自己勘定で再利用してはならない。

保管受託銀行は、また、()投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がルクセンブルグ法、目論見書および定款に従って行われること、()投資証券の価額がルクセンブルグ法、目論見書および定款に従って計算されること、()管理会社または本投資法人の指示が、適用されるルクセンブルグ法、目論見書および/または定款に抵触しない限り、実行されること、()本投資法人の資産に関わる取引において、通常期限内に対価を本投資法人に送金すること、ならびに()本投資法人の収益がルクセンブルグ法、目論見書および定款に従って利用されることを徹底するものとする。

保管受託銀行は、保管受託契約および2010年法の規定の遵守において、一定の条件に従い、かつ自らの職務を効果的に遂行するために、保管受託銀行に保管目的で適式に委託されている保管可能な金融商品に関連する自らの保管職務の一部もしくは全部ならびに/または本投資法人のその他の資産の記録保持および所有権の確認に関する職務の全部もしくは一部を、保管受託銀行が随時任命する一または複数の副保管人に委託することができる。

保管受託銀行は、副保管人および再委託先の任命前に、ならびに適用法令規則および自らの利益相反に関する方針に基づいて継続的に、自らの保管機能の委託から生じる可能性のある潜在的な利益相反および当該委託により発生しうる潜在的な利益相反を評価するものとする。保管受託銀行は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもあるUBSグループの一員である。したがって、保管受託銀行およびその関連会社は、様々な事業活動を積極的に行っており、異なる直接または間接的な利害を有する可能性があるため、保管受託銀行の保管機能の委託から潜在的な利益相反が生じる可能性がある。投資家は、保管受託銀行宛てに書面により請求することにより、追加情報を無料で取得することができる。

(後略)

交付目論見書の概要

<訂正前>

マルチ・マネージャー・アクセス
 - エマージング・マーケット・デッド
 - US マルチ・クレジット
 - ハイ・イールド

本概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンドの状況等を要約したもので、交付目論見書の一部です。

詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

形態	ルクセンブルグ籍オープンエンド会社型外国投資証券
投資方針 投資目的	<p>- エマージング・マーケット・デッドの投資方針は、<u>長期的な実質利益を追求すること</u>です。ポートフォリオ・マネージャーは、エマージング市場における債券戦略を行う専用ポートフォリオを通じて米ドル建ての債券に主として投資することにより、エマージング・マーケット・デッドの投資方針の達成に努めます。</p> <p>- US マルチ・クレジットの投資方針は、<u>長期的な実質利益を追求すること</u>です。ポートフォリオ・マネージャーは、専用ポートフォリオを通じて主に米ドル建ての債券に主として投資することにより、US マルチ・クレジットの投資方針の達成に努めます。</p> <p>- ハイ・イールドの投資方針は、<u>長期的な実質利益を追求すること</u>です。ポートフォリオ・マネージャーは、専用ポートフォリオを通じてハイ・イールド債券に主として投資することにより、ハイ・イールドの投資方針の達成に努めます。</p>

(後略)

<訂正後>

マルチ・マネージャー・アクセス
 - エマージング・マーケット・デッド
 - US マルチ・クレジット
 - ハイ・イールド

本概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンドの状況等を要約したもので、交付目論見書の一部です。

詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

形態	ルクセンブルグ籍オープンエンド会社型外国投資証券
----	--------------------------

投資方針 投資目的	<ul style="list-style-type: none">- エマージング・マーケット・デッドはアクティブな運用を行い、投資方針は長期的な実質利益を追求することです。ポートフォリオ・マネージャーは、エマージング市場における債券戦略を行う専用ポートフォリオを通じて米ドル建ての債券に主として投資することにより、エマージング・マーケット・デッドの投資方針の達成に努めます。- US マルチ・クレジットはアクティブな運用を行い、投資方針は長期的な実質利益を追求することです。ポートフォリオ・マネージャーは、専用ポートフォリオを通じて主に米ドル建ての債券に主として投資することにより、US マルチ・クレジットの投資方針の達成に努めます。- ハイ・イールドはアクティブな運用を行い、投資方針は長期的な実質利益を追求することです。ポートフォリオ・マネージャーは、専用ポートフォリオを通じてハイ・イールド債券に主として投資することにより、ハイ・イールドの投資方針の達成に努めます。
--------------	--

(後略)